

〔九州厚生局長への届出に関する事項〕

当院は、次の施設基準に適合している旨、九州厚生局長へ届出を行っています。

障害者施設等入院基本料【10対1】・特殊疾患入院施設管理加算・看護補助加算（重心病棟）

当病棟では、入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員(看護師、准看護師)を配置し、1 日 39 人以上の看護職員(看護師、准看護師)と 13 人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間毎の配置は次のとおりです。

- ・朝 9 時 00 分～夕方 5 時 00 分まで、看護職員 1 人当りの受持数は 4 人以内です。
- ・夕方 5 時 00 分～深夜 1 時 00 分まで、看護職員 1 人当りの受持数は 18 人以内です。
- ・深夜 1 時 00 分～朝 9 時 00 分まで、看護職員 1 人当りの受持数は 18 人以内です。

また、看護師を看護職員のうち 7 割以上配置しており、看護補助者は、入院患者 30 人に対し 1 人以上配置しています。患者様の負担による付添看護は行っておりません。当病棟は、重度の肢体不自由児（者）、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、神経難病患者等をおおむね 7 割以上入院させている一般病棟です。

看護補助加算 注 10 看護補助体制充実加算 3

看護補助者に対し、看護補助業務に必要な基礎知識及び技術を習得するための院内研修を行っており、看護職員に対しては看護補助者の活用に関する院内研修を行っております。

がん治療連携指導料

がん治療計画策定病院の紹介を受けて、地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制を整備しています。

がん性疼痛緩和指導管理料

がん性疼痛緩和ケアに係る研修を受けた経験を有する医師を配置し、がん性疼痛の症状緩和を目的としてがん患者様に対し、療養上必要な指導を行っています。

CT 撮影及びMRI 撮影

16 列のマルチスライス CT 撮影装置と、1.5 テスラの MRI 撮影装置を有しています。

検体検査管理加算（Ⅱ）

臨床検査を担当する医師を配置し、検体検査管理を行うために、十分な体制を整備しています。

輸血管理料（Ⅱ）・輸血適正使用加算

輸血業務全般に責任を有する常勤医師と専任の常勤臨床検査技師を配置し、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」を遵守し、安全かつ適正に輸血療法を実施しています。

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）・廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）・障害児（者）リハビリテーション料

リハビリテーションに関する専用の設備・機械・器具等を有し、専任の常勤医師及び専従する常勤の理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士を配置しています。

医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造設術）
当院では胃瘻造設術を行っており、年間の実施件数は50件未満です。
入院時食事療養（I）
管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。
データ提出加算2・4
厚生労働省が実施する「DPC導入の影響評価に関わる調査」に準拠したデータを正確に作成し、入院患者及び外来患者に係るデータを継続して提出しています。
診療録管理体制加算3
診療情報管理室・診療情報管理委員会を設置し、適切な診療記録の管理を行っています。
医療DX推進体制整備加算
<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認システムにより取得した診療情報を活用して、診療を実施しています。 ・マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。 <p>（電子カルテ情報共有サービス及び電子処方箋の導入を検討しています。）</p>
無菌製剤処理料1
常勤の薬剤師を2名以上配置し、無菌製剤処理を行うための専用の部屋において、安全キャビネットを用いて無菌環境下で無菌製剤処理を行っています。

[看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項]

当院では看護職員の負担軽減及び処遇改善のため、下記の取組みを行っております。

①業務量の調整

- ・時間外労働が発生しないような業務量の調整

②看護職員と他職種との業務分担

- ・看護補助者 ・薬剤師 ・管理栄養士 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
- ・臨床検査技師 ・放射線技師

③看護補助者の配置

- ・看護補助者の増員及び夜間配置

④妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

- ・院内保育所 ・夜間保育の実施 ・夜勤の減免制度 ・半日、時間単位休暇制度
- ・所定労働時間の短縮 ・他部署等への配置転換

⑤夜勤負担の軽減

- ・月の夜勤回数の上限設定

⑥機器導入による業務負担の軽減

- ・インシデント管理システムの導入

⑦患者観察システム（高画質ベビーモニター）の導入

[医療情報取得加算に関する掲示]

当院はマイナンバーカードによる保険証(マイナ保険証)の利用により、質の高い医療提供に努めている医療機関です。

患者様よりお預かりした、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用し、診察を行います。

令和6年6月1日より、国が定めた診療報酬改定に伴い、診療報酬を下記の通り算定いたします。

受診の際にマイナ保険証を利用する患者様

初診（月に1回） 1点

再診（3ヶ月に1回） 1点

受診の際にマイナ保険証を利用されない患者様

初診（月に1回） 3点

再診（3ヶ月に1回） 2点

[保険外負担に関する事項]

当院では、以下の事項について実費の負担をお願いしています。

◇文書料（税込）

項目	金額	項目	金額
健康診断書	1,650 円	児童福祉手当認定診断書	2,860 円
死亡診断書	3,300 円	特別障害者手当認定診断書	2,860 円
身体障害者診断書	3,300 円	補装具給付費意見書	1,100 円
生命保険診断書	4,400 円	意見書	1,100 円
年金診断書	3,300 円	通院証明書	1,100 円
障害福祉年金認定診断書	2,860 円	入院・退院証明書	1,100 円
指定難病診断書	2,200 円	医療費支払証明書	1,100 円

精神通院医療診断書	2,200 円	その他の診断書	1,650 円
裁判所関係診断書	4,400 円	その他の証明書	1,100 円
特別児童扶養手当診断書	2,860 円		

◇予防接種（税込）

項目	金額
インフルエンザ(65 歳以上)	1,400 円
インフルエンザ(18 歳以上 64 歳以下)	3,000 円
インフルエンザ(18 歳未満)	2,500 円

◇その他

項目	金額
エンゼルケアセット	3,180 円
テレビ視聴料（1 日につき）	150 円

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

[選定療養費に関する事項]

◇入院期間が 180 日を超える入院に関する基準

入院医療の必要性が低いが患者様の事情により 180 日を超えて入院（難病患者等入院診療加算を算定する患者様等を除く。）する患者様については、180 日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴う世話その他看護に係る料金として、1 日につき **1,650 円**を徴収いたします。（徴収額は、別に厚生労働大臣が定める点数に 100 分の 15 を乗じ 1 点 10 円とした額に 100 分の 110 を乗じて得た額）

[特別の療養環境の提供に関する事項]

一般病棟において差額ベッド室(特別療養環境室)を、国の定める「療養担当規則」に基づいて実施しております。

特別療養環境室（差額ベッド）とは、入院環境の向上を図り、患者様の選択の機会を広げるものとして認められたもので、料金は医療保険適用外となり、患者様の負担となります。

設備及び料金については下記のとおりです。

病棟	部屋番号	人数	料金(税込)	設 備
	201 号	1 人室	8,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットシャワー・トイレ・テレビ・洗面台 ・流し台・応接セット・冷蔵庫 ・LAN（個人使用可能）

2 病棟	205 号 206 号 216 号	1 人室	6,000 円	・ユニットシャワー・トイレ・テレビ ・洗面台・冷蔵庫・LAN（個人使用可能）
------	-------------------------	------	---------	---

※特別療養環境室（差額ベッド）の利用料金は、健康保険の入院料の計算と同様に、利用開始日(入室日)と退出日(退院日・他の部屋への移動日)は、入室・退室の時間に関わらず1日として計算します。例えば、1泊2日の入院であっても、利用料金は2日分となります。なお、病状により個室入室を医師が指示した場合は、その間の利用料は徴収いたしません。

[個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について]

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

